

摂津市議会

民生常任委員会記録

令和3年12月1日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

12月1日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第77号所管分の審査-----	2
質疑（光好博幸委員、増永和起委員、森西正委員）	
議案第71号の審査-----	8
質疑（光好博幸委員、増永和起委員、森西正委員、水谷毅委員）	
議案第75号の審査-----	14
質疑（光好博幸委員、増永和起委員、水谷毅委員）	
議案第66号の審査-----	16
質疑（増永和起委員）	
議案第68号の審査-----	18
議案第72号の審査-----	18
質疑（光好博幸委員、増永和起委員、水谷毅委員）	
議案第67号の審査-----	21
採決-----	22
閉会の宣告-----	22

民生常任委員会記録

1. 会議日時

令和3年12月1日(水) 午前10時 1分 開会
午前11時32分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 香川良平 副委員長 水谷 毅 委員 南野直司
委員 森西 正 委員 増永和起 委員 光好博幸

1. 欠席委員

なし

1. 説明のために出席した者

市長 森山一正 副市長 奥村良夫
生活環境部長 松方和彦 保健福祉部長 野村眞二
同部理事 平井貴志 同部参事兼保健福祉課長 荒井陽子
文化スポーツ課長 松本泰洋 環境政策課長 山本和憲
生活支援課長 山下 聡 高齢介護課長 真鍋伸也
障害福祉課長 飯野祐介 国保年金課長 森崎孝弘

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡長子 同局書記 織田裕太

1. 審査案件(審査順)

議案第77号 令和3年度摂津市一般会計補正予算(第10号)所管分
議案第71号 摂津市立体育館条例の一部を改正する条例制定の件
議案第75号 指定管理者指定の件(摂津市立味舌体育館)
議案第66号 令和3年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議案第68号 令和3年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第72号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
議案第67号 令和3年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第2号)

(午前10時1分 開会)

○香川良平委員長 ただいまから、民生常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長

○森山市長 おはようございます。

いよいよ12月の1日。今年も師走に入りました。委員の皆さんには、何かとお忙しいところ、本日は民生常任委員会をお持ちいただき、大変ありがとうございます。

本日の案件は、令和3年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の審査、ほか6件についてお願いいたします。

何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○香川良平委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、光好委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しております案のとおり行うことに、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時2分 休憩)

(午前10時3分 再開)

○香川良平委員長 再開します。

議案第77号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

なお、本日の委員会も新型コロナウイルス感染予防の観点から、着座のまま質疑、答弁をよろしく願いいたします。

光好委員。

○光好博幸委員 それでは、私のほうは1点だけ確認させてください。

24ページから25ページで、民生費、

社会福祉費のところで、国民年金システム改修委託料が33万円の計上をされてます。内容について、まずお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上です。

○香川良平委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、光好委員のご質問にご答弁申し上げます。

予算書24ページ、25ページの国民年金システム改修委託料でございますが、国民年金法等の一部改正に伴い、令和4年4月1日から、年金手帳から基礎年金番号通知書というものに切り替えが行われることになっております。その対応をするためのシステム改修が主な内容となっております。

システム上の表示項目やシステムから取得される届け書きなどにおける、年金手帳の文言をこの基礎年金番号通知書に変更するものでございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 光好委員。

○光好博幸委員 分かりました。年金手帳が廃止というところでございますけれども、知らない方もおられるかとは思いますが、例えば、年金の手続などに来られて、年金手帳が4月以降は廃止という状況の中で、窓口の対応であったりとか、何か市としての対応が変わるといったことがあるのかないのか、分かっている範囲でお聞かせいただければと思います。

○香川良平委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、光好委員の2回目の質問にご答弁申し上げます。

切り替えに伴う市の案内、変更点等についてでございますが、委員のご指摘のとおり、4月1日以降は二十歳になられる方に関しまして、年金手帳が廃止され、新たに

基礎年金番号通知書が発送されます。

現在のところ、日本年金機構からは正式な通知はございませんが、国民年金の各届け出時には、基礎年金番号を記入していたこと、基礎年金番号の確認書類として、新規の方は、これまでの年金手帳ではなくて、この基礎年金番号通知書を持参するような形になるかと思っております。いずれにしましても、時期はまだ未定ではございますが、切り替え時期が近づきましたら、丁寧な周知をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 光好委員。

○光好博幸委員 分かりました。二十歳になられた方の対象者からということですね、理解いたしました。

先ほども言っていましたように、日本年金機構のほうからの周知とか、連絡ということになろうかと思っておりますけれども、市のほうとしましても混乱等がないような形で対応いただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

○香川良平委員長 ほかにございますか。増永委員。

○増永和起委員 それでは、質問が2点です。

一つは、今、光好委員からも質問のありました国民年金システム改修委託料ですが、新しく二十歳になられる方、来年4月から年金手帳ではなく通知書に変わるとい、今のご答弁でございましたが、今までの年金手帳は、引き続き使えるということですが、紛失をした場合ですね、これがどういうふうになるのかということをお教えいただきたいと思っております。

そして、二つ目です。7ページ、債務負

担行為の補正が入っております。一つは衛生害虫等駆除事業、また動物死体収集・運搬事業、環境政策課に係るところですけれども、この債務負担行為の額、これは3年に1回ということですが、前回と金額がどうなっているのか、また、これは業者への委託だと思っておりますけれども、業者の選定はどんなふうになっているのかについて、教えてください。その二つです。

○香川良平委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、増永委員の質問番号1番の年金システム改修委託料に関するご質問にご答弁申し上げます。

紛失した際の再発行に関するご質問でございます。確かに委員のご指摘のとおり、現在の持っておられる年金手帳はそのまま使えますが、もし紛失された場合の再発行に関しては、令和4年4月1日以降はできなくなります。現状、年金定期便あるいは年金額通知書等に既に基礎年金番号が記載されておりますので、そちらをもって手続きが可能となりますので、そういった対応になるかと思っております。

以上でございます。

○香川良平委員長 山本課長。

○山本環境政策課長 それでは、債務負担に関するご質問でございます。

衛生害虫等駆除事業のほうからご説明をいたします。3年前の債務負担行為の金額は、1,699万7,000円と理解をいたしております。今回の債務負担の合計額が1,292万4,000円ということで、差はございますけれども、3年前の契約額なり、現時点での来年度の予算に対する見積書また事業の見直し等々を行いまして、今年度、衛生害虫駆除につきましては、1,292万4,000円の債務負担の額の計上をさせていただいております。

契約につきましては、指名競争入札で実施をいたしております。3年前の入札でございますけれども、10社に対して指名競争入札の実施を行っております。

続きまして、動物死体収集・運搬事業のほうでございます。債務負担の額につきましては、3年前は1,651万円でございます。今回は1,929万7,000円を計上させていただいております。

業者のほうに見積書を頂戴いたしまして、現時点での見直しを参考にいたしまして、次回の債務不履行として1,929万7,000円を計上させていただいております。

3年前の契約につきましても、先ほどと同様、指名競争入札で実施をいたしております。3年前、8社に対して指名競争入札をさせていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 それでは、1番目の年金手帳に関する問題です。

再発行はもうこれからはされないというご答弁でございました。この年金手帳の廃止ということは、そもそもマイナンバーカードの制度の下に出されてきている問題だと思うんです。マイナンバー制度を土台にして、今は基礎年金番号が年金では割り振られておりますけれども、いずれはこの基礎年金番号をなくして、マイナンバーで管理をしていこうというのが、政府の方向性だと思うんですけれども、すぐそういうことをするということはできないわけですね。全ての人がマイナンバーカードを持っているわけではないですし、そういう中で、マイナンバーカードへの誘導策の一つでもあるかなというふうに思っており

ます。

非常に国民にとっては、再発行がなくなると、いろいろと不安な思いもされることかと思っておりますので、その基礎年金番号をきちっと伝えていただく、この通知書で大丈夫やということを伝えていただくと同時に、システム改修にもう莫大な金額をかけているような誘導策をやっていくわけです。これから健康保険証、銀行口座とのひもづけでマイナポイントを一人最大2万円受け取ることができるみたいな、そんなことも政府は言うているわけですが、この原資は全部国民の税金です。無理やりの誘導をさせないように、ぜひ市のほうからも声を上げてほしいと思っておりますし、また、年金のデータ処理そのものはもちろん年金機構がこれからもやっていくわけです。この情報をどうするかというのは年金機構の仕事ですけれども、今までにも「消えた年金問題」とか、それから情報の漏えいとか様々ございました。

マイナンバーにすれば安心かということ、反対に不安が広がるというのが、国民の思いだと思いますので、ぜひその辺は、しっかりと市民に対しても、また国に対しても、対応していただきたいと思っておりますので、この問題は要望としておきます。

続きまして、2番目です。

衛生害虫等駆除事業のほうは、金額が今回、以前よりも下がって、それは実態に応じたものだというようなお話でございました。

それから、動物死体収集・運搬事業のほうは、金額が引き上がっているということです。消費税もふえておりますし、人件費もふえているので、引き上がるということはあるのかなとは思っておりますけれども。

衛生害虫等駆除事業のほうですね、見て

みますと、令和2年度についての事務報告書の147ページに衛生害虫等相談及び駆除・処理件数というのが出てきています。

これを見るとね、非常に相談件数と駆除件数に乖離があるというふうに見えるんです。例えば、ネズミですと、相談件数5件なんですけれども、駆除件数はゼロなんです。蚊の場合は、相談件数19件で、駆除件数221件、ゴキブリも相談件数2件なんですけれども、駆除件数は82件というふうなことで、相談件数は少ないんですけども、駆除件数は多いと。蜂のほうは、相談件数46件あるんですけれども、駆除件数は11件しかない。

こういう相談件数と駆除件数の乖離というのがどうなっているのか、この辺について、教えていただきたいと思います。

○香川良平委員長 山本課長。

○山本環境政策課長、事務報告書の内容のご質問でございます。

表の作りが少し分かりづらくなっていて、大変申し訳ございません。一つの表題で一つの表ということで、相談件数と駆除件数を一つの表にいたしてしまっておりますけれども、相談と駆除について、連動している表ではないということをもまずご理解いただきたいと思います。

ネズミのところ、相談件数5件で、駆除件数ゼロということでございますが、その相談に対しては、大阪府ペストコントロール協会でございますとか、いろいろな関係機関をご紹介させていただいたり、我々担当のほうのアドバイスを参考にして、対応させていただいたりいたしておりますので、駆除件数はゼロでございますけれども、相談に対しては、適切に対応させていただいているというような状況でございます。

表の中で少し誤解を得るような表にな

っているというようなご指摘もあろうかと思しますので、来年度の事務報告書につきましては、皆様に認知していただきやすいような表に見直しも含めて検討していきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 相談に対しては、ちゃんとした対応をしていただいているということでお伺いをいたしました。

蚊なんかは駆除のほう是件数が多いわけですけども、これは相談がなくっても、やっていかなければならない場所というのが以前から摂津市の中にあるので、そこをちゃんと駆除をしていただいているということだとは思うんですけども。

この事業ですね、以前は保健福祉課の担当になっていまして、正規職員も業務を行っていましたが、業務委託にだんだんと移行するという事になったと思います。平成28年度から3年間の債務負担行為が始まって、今回が3回目の債務負担行為だと思うんですけども、その移行に当たって、やはり市民の方からのご相談ということについて、市としてできる限りしっかりと対応をしていきたいということも当時の委員会の中の質問に対しても答えさせていただいているんですね。正規職員の方もいきなり辞めるんじゃないくて、債務負担行為が始まっても、業務を引き継いでいけるようにというふうなことも考えていますみたいな答弁もありました。恐らく正規職員でこのことに携わってはるという方はいらっしゃらないんだと思うんですけども、業務委託になっている中で、どんなふうになっているのかという点について、一つお聞きしたい。

あと蜂の問題なんですけれども、この蜂

の対応というのは、スズメバチについては、市が対応するけれども、ほかのはやらないんだというのを以前、お話を聞いていたと思うんです。市民の方は市がスズメバチしかやらないとか、そんなことは知らないと思うので、いろんな相談がきっとあると思うんですけれども、現状どうなっているのかということ。

それと、私の住んでいる近くの地域で、家にスズメバチが飛んでくる。何とかしてほしいということで、市に相談したんですけども、スズメバチの巣を見つけてもらわないと駆除できないというふうなことで、なかなか対応がしてもらえないというようなこともお聞きしたことがあるんです。その辺についても、お答えいただきたいなと思います。

以上です。

○香川良平委員長 山本課長。

○山本環境政策課長 まず、衛生害虫でございます。

委員からもございましたように、以前、直営でやっていた時期はございます。平成24年度までだったのかなと記憶をいたしております。委託料の状況を見ますと、平成25年度に大阪府ペストコントロール協会に委託をし、その後、単年度で平成26年度、平成27年度と別の事業所に委託をして、平成28年度からは3年の債務負担を取って、今回が3回目でございます。

過去のいろんな蓄積がございますので、そのあたりも事業所のほうに提供をして、蚊の駆除をすべきところについては、一定我々も把握をいたしておりますので、ただ、時代とともに、精査をしながら必要でなくなったところは対象から外し、新たに必要になったところは、データとして残しておりますので、そのあたりを事業所に提供し

ながら、駆除の対応をしていただいているということでございます。

それと蜂の駆除の中で、スズメバチだけではないのかというご質問でございますけれども、蜂の駆除につきましては、実施要項を少しご紹介させていただきますと、蜂の巣。基本原則は、市内で住居の用に供する地ということで、お住まいになっているおうちを基本にさせていただいております。

ただ、大規模なマンションでありますとか、管理費を支払っておられるような賃貸マンションにつきましては、そういう経費の中で対応していただきたいということ、そういうことで対応いたしております。

スズメバチ以外、アシナガバチが多いんですけれども、65歳以上の方で構成されている世帯であるとかについても、対応いたしておりますので、その辺が周知できていないということであれば、また、機会を捉えて周知もしていきたいと思っております。

それと身体障害者の手帳をお持ちである世帯であるとか、スズメバチ以外もアシナガバチとか、ミツバチ等も場合によっては対応しているというようなことでございます。

ただ、建物等でもございまして、建物を壊すようなところに蜂の巣を作っている場合は、やはりその専門家でないと対応もできないということで、その場合は、先ほど申しました大阪府のペストコントロール協会等々をご紹介させていただき、ご自身の駆除をお願いしているというような状況でございます。

それと蜂の巣を見つけてくださいということで、我々も時には現場に出向きまして、蜂の巣の確認に行ったりはしているん

ですけれども、やはり我々が出向いても、確認できない場合がございます。その際は改めてご確認をしていただいた上、ご連絡をしていただきたいということで、基本的にはおうちの軒先でございますとか、庭の木や枝木にとりか、分かりやすいところに作る場合が多いので、その分については、すぐにご相談の方も見つけてはいただいているんですけれども、畑にいたり、野原にいたりしますと、蜂は飛んでいるけれども、なかなか巣が見つからないというような場合も現実でございます。

そのような場合、必要であれば、我々も出向いて確認には行っているんですけれども、それでも見つからないときがありますので、また見つかった時にはご連絡くださいということでの対応をした経緯が数件あるのは事実でございますので、我々としても動けるところは動き、また、市民の方々もご自身で見つけていただく努力をしていただきたいということとを今後とも考えながら、事業を実施していきたいと思っております。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 いろいろと市民に対応していただいているんだと思うんですけれども、ぜひとも市民の皆さんの状況をしっかりと聞いていただいて、寄り添っていただきたいなというふうに思います。

あとは最後にですね、以前と比べると、その駆除の内容ですね、ほとんどが蚊ということになっていまして、319件に対して221件が蚊の処理。もちろんしていただいているんですけれどもね。ゴキブリが82件ということで、あとは蜂の11件ぐらいで、ほとんどゼロとか5件とかいうことなんですけれども。

以前の事務報告書を見ると、駆除した件数が毛虫で64件というのが出てくるんですね。そこから1年ごとに減って行って、64件、56件、39件になって、2018年度からはもう毛虫はゼロということがずっと続いているんですけれども、結局その駆除する対象を減らしていくことで、この委託料が下がっているというふうになってしまっているということはないのか、この辺についてお聞きしておきたいと思っております。

○香川良平委員長 山本課長。

○山本環境政策課長 毛虫の箇所にもいろいろよろうかと思っております。以前、直営でやっている頃も含めて、我々のほうでいろんな公共施設も対応していたという事実もございまして。

業務委託なり、債務負担行為をする際に、公共施設につきましては、その予算を公共施設担当課のほうに振り分けまして、公共施設の毛虫の駆除でございますとかは、施設管理者のほうでやっただけというふうな状況もございまして、件数については、その辺の全体的な対応の変化の中で差が生じているのではないかとというふうに理解をいたしております。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 市民にとって、困った状態になっていないということであれば、結構なんですけれども、その辺しっかりと声を聞いていただきながら、市民の目の届かないところも市として、対応をちゃんとしていただきたいなと思っておりますので、要望として、終わります。

○香川良平委員長 ほかにございましてか。森西委員。

○森西正委員 補正予算書の24ページ、25ページの障害福祉費の障害福祉サー

ビス費等給付費について、お尋ねをしたいというふうに思います。

9,696万8,000円の増額になっておりますけれども、その内容を教えていただきたいというふうに思います。

○香川良平委員長 飯野課長。

○飯野障害福祉課長 障害福祉費に係る質問にお答えいたします。

障害福祉費等給付費につきましては、障害者福祉サービスを提供した事業所に対し給付するものでございますが、10月末の実績で、前年度と比較しますと、10%程度増加しております。当初予算に対して不足が予測される分を今回増額要求させていただいているものでございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 予算もそうですけれども、前年度の実績を鑑み、予算を組まれているというふうに思うんですけれども、この時期で増額になっているというのは、何か特別な事案が発生したのかですね、もしくは、例えばコロナとか、そういうふうな影響があって増額になっているのか、その点を教えていただきたいと思います。

○香川良平委員長 飯野課長。

○飯野障害福祉課長 前年比で大幅に増加している原因を特定するのは困難ではございますが、今年の4月に障害者福祉サービスに係る報酬の改定がございました。その報酬改定、増額の改定になっておりますので、そちらが特に大きな要因ではないのかなと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 分かりました。これから恐らく検証されていくんだろうというふうには思います。

以上です。

○香川良平委員長 ほかにございますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時29分 休憩)

(午前10時30分 再開)

○香川良平委員長 再開します。

議案第71号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 それでは、1点だけ確認をさせていただきます。1ページ目の表が見にくいというのが感想ですけれども、表題がないので、何の料金なんかどうなんか、見てみないと分からない。

2ページ目に、冷暖房設備使用料ということで、今回、空調がつくというところなんですけれども。全面1時間で500円あるいは半面で250円というところで書いていますけれども、この金額を決めた理由について、まずお聞かせください。

以上です。

○香川良平委員長 松本課長。

○松本文化スポーツ課長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

この味舌体育館ですけれども、第1体育室にエアコンを装備する、市内初めての市立体育館となります。エアコン使用料の金額ですけれども、平成28年2月策定の摂津市使用料・手数料等見直しに関する基本方針に従いまして、受益者負担の原則から、エアコン稼働に要します光熱水費を含めた使用料を決定いたしました。

このエアコンのその内容ですけれども、第1体育室全面におきまして、1時間当た

りエアコン稼働に要する光熱水費が基本料金、使用料含めて1,000円ということになります。

したがって、受益者負担割合50%を当てはめて、エアコン稼働に要する使用料は1時間当たり500円、半面につきましては、250円といたしております。

以上でございます。

○香川良平委員長 光好委員。

○光好博幸委員 分かりました。

金額は理解しました。半面に使用するとき、真ん中にネットをやるだけで、別にその区切りがあるわけではないので、半面の場合、この1台だけで、うまくエアコン機能としていけるかどうかというのが気になっています。

半面の使用のときの、その管理といえますか、例えば、両面使っていたらいいんですけども、半面しか使用していないときは、2台ともエアコンをつけようと思ったら、つけれるんちゃうのかなというか、管理の方法というか、そのあたりについても、お聞かせください。

2回目、以上です。

○香川良平委員長 松本課長。

○松本文化スポーツ課長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、機能のところですけども、今、委員がおっしゃいましたように、半面を使用して、残り半面の使用がないという場合ももちろん想定されます。この場合は、半面のみ1時間250円でエアコン料をいただくことになりますけれども、設計会社に確認しておりますところ、空気の流れもありますことから、一定の効果はあると確認はしております。

あと管理の部分でございますけれども、エアコンのスイッチというのは、利用者が

スイッチを押すのではなくて、事務所のほうで中央管理をいたしますので、勝手につけてとかいうことはないということで、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○香川良平委員長 光好委員。

○光好博幸委員 分かりました。

最後に夏場の体育館って暑いので、熱中症という観点から聞かせていただきたいと思うんですけども、いわゆる利用者負担というところでいくと、例えば、夏やったら冷房をつけるかつけないかというのは、使用者の判断になると思うんですね。昔やったら、もう暑い中でも我慢するということもあったと思うんですけども、市の所管する体育館で、例えば熱中症が起こったとか、そういうのも困りますし、せっかくエアコン設備がついているので、使用してほしいなというふうに思っているところです。

例えば、冷房をつけてもらうとか、そういった働きかけじゃないですけども、そういったことを考えられているのかどうか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○香川良平委員長 松本課長。

○松本文化スポーツ課長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

委員がおっしゃいますように、夏、5月、6月から9月、10月ぐらいにかけて、非常に気温が高い日も多くなっております。こうしたことから一定の時期を決めて、熱中症対策のためにも、冷房の使用を必須とするような内容も検討しております。

熱中症対策としまして、ほかの体育館もそうですけれども、適宜窓口で対策のことについて、しっかりと声かけを行ってまい

ります。

以上でございます。

○香川良平委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。

これからの期待も込められている体育館でもございますので、市民の安全にも十分配慮をしていただきまして、維持管理もしていただきたいなと思います。

以上でございます。

○香川良平委員長 ほかにございますか。
増永委員。

○増永和起委員 待ち望まれている体育館だと思っています。先ほどエアコンの話がありましたけれども、使用料について、ほかの体育館とどうなのかということについて、教えていただきたいと思います。

○香川良平委員長 松本課長。

○松本文化スポーツ課長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

他の施設ということで、まず体育館で他市の体育館と比較をしてというところで申し上げさせていただきますと、他市の体育館、いろんな体育館がございすけれども、エアコンの使用料1時間500円というところは全体的に見たら、非常に金額としては抑えられている金額と、調査した結果、そういったものは出ております。

あと、実際に市内のほかの施設との比較ということであろうと思いますけれども、先ほど申しましたように、平成28年2月策定のその撰津市使用料・手数料の見直しに関する基本方針というものにのっとりまして、基本的に使用料というのは設定しておることから、体育館に関しまして、いろんな施設と合わせる形でこの使用料の基本方針に基づいて、この金額を決めたということでございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 撰津市のほかの体育館ですね、もう既にある体育館、古くなったりとかいろいろあると思うんですが、新しい体育館だけれども、同じ使用料ということで、やっていただいているということですね。

新しいものができたら、どんどん使用料が上がっていくということになると、建て替えるたびに金額が上がったりとか、そういうことにもなりますので、ほかの体育館の使用料と同じということは、ありがたいと思います。地域ごとに、使いやすいところがあると思うので、地域格差もそれだなくなると思いますので、よろしく願います。

また、市民のほうからもいろんなご意見、ご要望が出てくるとは思いますけれども、ぜひ対応をしっかりとっていただきたいと思っています。

以上です。

○香川良平委員長 ほかにございますか。
森西委員。

○森西正委員 今、光好委員と増永委員からの質問がありましたけれども、まず、当然他の体育館と同じように減免制度があるのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

それと、先ほどエアコンの件がありましたけれども、例えば、この体育室を使用する、その時間の前からですね、仮に早くこの体育室の温度を下げるために、エアコンだけ先につけたいとかっていうふうなことがね、可能になってくるのか。そこは厳密にこの借りているスタート時間からしかエアコンは、つけてはいけないよというふうなことになってくるのか。

先ほど全面・半面というような話があり

ましたけれども、例えば、半面を借りて、半面で別の団体が使われていると。半面でエアコンをつけていると。その風によって、涼しい風が来るから、もう片方はエアコンをつけずにというふうなことでね、この利用者間でのトラブルというふうなことが生じてこないのかね。これからまだまだ考えていかなあかんというふうには思うんですけども、その点、今の段階で考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○香川良平委員長 松本課長。

○松本文化スポーツ課長 それでは、ただいまご質問にお答えいたします。

まず、減免団体のところにつきましては、体育館条例のところにもありますように、減免のことについて、統一しておりますので、例えば、他の体育館では減免けれども、味舌体育館においては、減免ではないというようなことについてはございません。

二つ目の体育館のエアコンのスイッチを入れるタイミングというところでございますけれども、先ほどの熱中症対策のところでもお答えさせていただきましたけれども、やはり非常に暑い日はございます。万が一暑さ指数が、嚴重警戒を超える場合などにおいては、指定管理者において、適宜判断いただいて対応いただくことになろうと思います。

それと、半面のご質問ですけれども、今、委員がおっしゃいましたような事例ですね。これについては、確かに想定されますので、同じような運営を行っている北摂他市の体育館に確認をしますと、やはり開館直後においては、運営上の問題というのもし発生することもあったと。ただ、使用者は、やはり基本的にエアコンを使用されるこ

と、あと熱中症対策として窓口で適宜声かけを行うこと等で、そのエアコンの使用についての課題は解消しているというような話を確認しておりますので、そういった問題が継続されるということはないという形で認識をしております。

以上でございます。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 この分に関しては、ソフト面の部分になりますので、これから恐らくハードの部分が出来上がって、運営というふうなことから、事細かくですね、ほかの体育館を運営されていますから、それに準じてというふうなことにもなるかというふうに思います。

また、その指定管理のところのほかのところでも運営されているというところもあるでしょうから、他の体育館をよく知っているというところもあると思いますので、運営が開始するまでに、こういうふうな問題が生じるんじゃないかというふうなところをやはり事前に把握をして、トラブルにならないようお願いをしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○香川良平委員長 ほかにございますか。

水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、まず、体育館の名称についてでございますけれども、今まで（仮称）新味舌体育館ということでお話が進んでいたと思うんですけども、このたび正式に摂津市立味舌体育館ということで表現されていますけれども、これを決定するに当たって、地域の住民の方とか、どういう経緯をもって、この体育館の名称を正式決定されたのかということと。

工事のほうも、もう残すところあと4、5か月になってきたと思うんですけど

も、周辺の方からの様々なご意見とかなかったのかについて、お伺いいたします。

以上です。

○香川良平委員長 松本課長。

○松本文化スポーツ課長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、名称についてですけれども、これまで地元からは、味舌という文字は必ず入れてほしいというような強い要望がありましたけれども、毎月第一日曜日デイハウスでしたとされております味舌連合自治会の定例会議に何度か出席させていただきまして、ご意見をいただいたりしている中で、やはり味舌体育館か新味舌体育館かという意見をいただいております。

ただ、やはり数十年後とかを考慮したときにその新の文字を入れるということには抵抗があるという声もありまして、味舌体育館と名称を決定して、上程させていただいております。

あと、工事の中でのクレームというところですけれども、近隣からのクレームはございました。工事のトラックが薫英高校の前を、徐行よりも速いスピードで走っていたということで、現場事務所にクレームがあったと聞いております。車の種類も判明しておりましたので、厳重に注意をさせていただいております。

あと安全確認のブザー音についても、近隣からご意見をいただいておりますが、こちらについても、安全確認のためだということでご理解をいただいております。

騒音状況などにつきまして、デジタルサイネージを道路に掲示しております、通行する近隣住民に対してもお知らせをする環境を整えております。

以上です。

○香川良平委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 名称については、連合自治会を通して確認していただいたということで、理解できました。

もともと旧味舌小学校の跡地になると思います。小学校が統合されるときに、旧の味舌東小学校が移転をしたわけですけれども、そのときに名前も味舌というふうに変更されていると思います。

ある意味、旧味舌小学校を卒業された方にとっては、体育館ができることで再びその地が小学校ではないですけれどもね、帰ってきたような、そういう思いもあると思うんで、そういう思いも酌んでいただきながら、道路もそんなに広くないですし、薫英高校の交差点も工事車両が入ってくるのに大変な状況だと思うので、特に事故のないように進めていただけることを要望します。

次に、この体育館は非常に正雀駅からも近いですし、利便性が高いところにあるのかなと思います。それで、例えば味生体育館等ですね、東淀川区のほうから、バレーボールで来ている方とかいうふうな声を聞きます。東淀川区のほうもなかなか会場が取れないとかいうのがあって、摂津市のほうの体育館を使われている場合もあるんですね。

そういう意味で、利便性が高まったことによって、他市からの利用というのも今後あるのかなと思うんですけれども、その点、摂津市民との関係をどう考えているのか。

例えばバスケットボールや、バレーボールなど、いろいろな大会があるわけですけれども、昔は三島地区の大会とかも摂津市で行われるときがあったと思うんですけれども、今回、体育館の面積とか、それから観客の収容とかを考えて、そういう三島地区とかの大会にも準ずるような、そうい

う規格になっているのかどうか、その点をお伺いをいたします。

以上です。

○香川良平委員長 松本課長。

○松本文化スポーツ課長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、市民と市外在住者の関係のところということですが、我々といたしましては、しっかりと稼働率を高めていきたいと。市民と市外在住者と、条例の中でも市外在住者の場合の使用料というのは、「この表に定める金額に2を乗じて得た額とする」という形でなっております、市民と市外在住者の利用金額について、こういう形で差がついているという内容になります。

したがって、こういったところで市民に使っていただきながらも、市外在住者にもご利用いただくというような形になってこようと思います。

それと、三島大会等々についてのお話でございますけれども、面積的な部分等々で、その大会という規模のものというのも大小様々ありますので、大きな大会というのはなかなか難しいかなとは考えております。もちろん駐車場の関係であったりとか、建築基準法第48条ただし書の関係のところの観客というようなところも含めて、大きな大会というのは非常に難しい部分はあると思いますが、小さな大会であったりとか、練習であったりとか、そういったような形でいろいろご活用いただければと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 内容について理解しました。市民の方が、せっかく新しい体育館でするので、喜んでお使いいただけるようにさ

らに配慮いただきたいと思います。

三島地区大会に準ずるものを行うこともあるということなんですけれども、今少し答弁の中にもありました駐車場の事情なんですけれども、例えば、近隣でコインパーキングがあるのかどうか、それから近隣には保育所があります。土曜日は保育所をやっておると思うんですけれども、日曜日は休みなので、そのスペースの活用交渉とか、あるいは、薫英高校の活用であるとか、そのあたりをですね、近隣の駐車でご迷惑かけないように配慮されているのかどうかについて、1点目にお伺いしたいと思います。

それから、2点目にはですね、4月からオープンということなんですけれども、予約はいつからできるようになるのか。それから、使用料等に関して、今デジタル化をいろいろ進めているんですけれども、電子決済とか、そういう考えがあるのかどうか、これについてお聞かせください。

以上です。

○香川良平委員長 松本課長。

○松本文化スポーツ課長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、近隣の駐車場の状況ですが、半径500メートルのコインパーキングの数というものを調査しております、23か所220台、場所があることは確認しております。

あと予約についてですが、予約して実際に使用するためには、新たに味舌体育館での使用者としての登録を行っていただく必要がございます。その使用者としての登録を、1月5日から開始をすることで見込んでおります。

実際に施設の仮予約というのは、そこから使用者の登録を1か月程度行った後、2

月頃からを想定しておりますので、詳細につきまして、広報せつつですとか、ホームページ等々使って、お知らせをしてまいりたいと考えております。

あと使用料の電子決済についてですが、今デジタル化というお話をいただきましたが、現状ハードルとしては、なかなか体育館の部分におきましても難しいのかなと考えておりますので、また今後の一つの研究の部分として考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○香川良平委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 予約の時期や決済状況は理解しました。

駐車場もよく調べていただいていると思います。たまに突然駐車場が閉鎖されたとか、そういうこともありますので、よくまた定期的に見ていただきたいなというふうに思います。

あと指定管理となる会社との交渉があると思うんですけれども、オープンの日までにしっかり準備を進めていただきたいことを要望して、終わります。

以上です。

○香川良平委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第75号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 指定管理について、1点だけ。

今回、指定管理者が株式会社エスエスケイというふうになっていると思えますけれども、確認の意味でそれに至った経緯で

あるとか、ほかの体育館は公募やったと思うんですけれども、今回の決め方とか、それらについて、併せてお聞かせいただきたいと思えます。

以上です。

○香川良平委員長 松本課長。

○松本文化スポーツ課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

株式会社エスエスケイ選定の経過や非公募というところがございますけれども、これまで平成31年度から5年間、摂津市の体育施設でありますグラウンド、体育館、テニスコートの8施設につきまして、株式会社エスエスケイを指定管理者としてございます。

選定の経過といたしまして、非公募の理由にもなってくるんですけれども、まず、味舌体育館とほかの8施設を一体管理を行うことにより、人員の融通であったり、本部の経費の削減であったり、そのほか施設の調整によって、新たな指定管理者を導入するよりも、低コストで管理運営ができるということ。

あと、既存の3体育館につきまして、指定管理業務を行っていることから、摂津市の施設利用についての予約システムですとか、あるいは施設運用のルール等々も熟知されており、新たな教育などが不要なくて、こちらコストを抑えられることが挙げられます。

あと一つ挙げるなら、平成31年度から指定管理業務の実績から毎年、指定管理者の評価においてもA評価となっております、施設を管理する能力が十分に備わっていることが確認されていること。

こうしたことから、選定の経過といたしましては、今年6月に市で決定しました管理業務仕様書を株式会社エスエスケイに

対して提示いたしまして、指定管理者申請書の提出を受け、7月に選定を行っているという形になります。

以上でございます。

○香川良平委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。

非公募ということで、ほかの3体育館との一体管理ということでいきます。本当に教育の視点であったり、メリットもあるかと思えます。あと運動広場、テニスコートなども、株式会社エスエスケイがやっておられると思えますので、そういった意味では、全体を通じての融通であったりとか、あるいはいろんな応用が利くのかなというふうな気もします。

先ほどありましたけれども、私も指定管理者の評価書というのは結構見させていただいて、本当にA評価でありますし、いろんな工夫などもいろいろ今までやられているかというふうにも思えますし、熱中症についても株式会社エスエスケイのほうからそういった経験等含めて、いろいろ配慮であったり、働きかけというのもしっかりしていただけるのかなというふうにも思えますので、これからも市民サービス向上という観点からも、しっかり取り組んでいただければと思います。

以上でございます。

○香川良平委員長 ほかにございますか。増永委員。

○増永和起委員 光好委員のほうからも質問がありましたけれども、今回も体育館に関しては、株式会社エスエスケイにお願いするという事です。

令和2年度指定管理者評価結果が出ております。株式会社エスエスケイは全体評価、A評価ということで、いい評価がつ

いていると思うんですけども、その中で1点だけ、非常時・緊急時等の対応について、これが指定評価者の評価も市の評価も2ということで、5段階評価の2になっているんですね。5段階評価の2は、要求水準を下回っている。一部に改善が必要ということなんです。

この点が気になりますので、どういうことで、こういうふうになっているのかということについて、また、改善されるのかということもお伺いしたいと思います。

○香川良平委員長 松本課長。

○松本文化スポーツ課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

令和2年度指定管理者評価シートにおきまして、6番非常時・緊急時等対応につきまして、5点満点中2点と、市としても評価いたしました。

この理由といたしましては、いわゆる標準の3点の評価基準としましては、非常時・緊急時等の連絡体制が取れていること。あと従事者が避難訓練を実施していること。あと非常用設備が動作することを確認していること。この3項目全てが実施されていて初めて、標準の3点となります。

令和2年度につきましては、この3項目中の避難訓練の実施というのが、コロナの影響で実施ができておりませんでした。この指定管理者評価シートは、コロナの影響を考慮せず、事実としてどうであったかということの評価しておりますので、厳しいながらも2点といたしました。

なお、今年度につきましては、11月26日に避難訓練を実施はしております。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 コロナの関連で避難訓練ができてなかったということが、この原

因やということで分かりました。

今度の体育館は、避難所ともなる体育館です。避難所運営ということになれば、エスエスケイではないと思いますけれども、やはり日頃からこういうことについても、管理者の側にも自覚を持っていただくということも必要だと思います。また避難訓練を実施していただいたということですので、安心いたしました。引き続き、よろしく願いいたします。

以上です。

○香川良平委員長 ほかにございますか。

水谷委員。

○水谷毅委員 指定管理の選定については、さっきの答弁で理解ができました。

今、上がっているエスエスケイについては、集まれ未来のメダリストとか、グラウンドでいい企画をとるか、提案をしてくださって、市民にとってもプラスになるかなというふうに感じております。

その上で、例えば周辺の市について、体育施設の指定管理について、どのように取り組まれているのか。例えば1社で進めているのかとか、競合しながら進めているのか、その点、分かる範囲で教えてください。

以上です。

○香川良平委員長 松本課長。

○松本文化スポーツ課長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

今、具体的にその市の名前というところまでは把握しておりませんが、摂津市の面積的な部分であれば、もちろん1社でやっているところもございますし、もちろんその市域が広がれば、JVを組んでやっておられるようなところもございますし、もちろんその市域の範囲ですとか、規模ですとか、そういったところに準じて実施をされておられます。

摂津市につきましては、やはりスケールメリット等々考慮した上で、このような形で提案させていただいております。

以上でございます。

○香川良平委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 分かりました。また他市との状況もよく見つめながら、進めてほしいと思います。

指定管理者と、それから市とのこの距離感というのがやっぱり大事やと思うんですね。実務は、やはり餅は餅屋じゃないですけれども、その業者のほう詳しいこととは思うんですけれども、やっぱり市のほうもしっかりスキルを磨いていただいて、きちんとやるべきことは言えるような、そういう立場であっていただきたいなということ要望して、終わります。

以上です。

○香川良平委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時7分 休憩)

(午前11時9分 再開)

○香川良平委員長 再開します。

次に、議案第66号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 国民健康保険特別会計の補正で、8ページです。

一般被保険者医療給付費分の財源内訳が変わるという補正になっていると思うんですけれども、一般財源から特定財源に変わるということですが、制度の仕組みについて、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○香川良平委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、増永委員のご質問にご答弁申し上げます。

補正予算書8ページ、9ページの事業費納付金の医療費給付分に係る財源内訳についてでございます。

この部分の内容につきましては、6ページ、7ページのところにも少し関係はするんですが、基盤安定負担金の保険料軽減分の医療分と保険者支援分の医療分の715万円と77万円の計792万円を一般会計繰入金の財政安定化支援事業繰入金の、マイナス部分を補てんするために、財源の内訳を変更したものととなります。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 分かりにくかったと思うんですけども。基盤安定の関係で、特定財源のほうに移行するようになったということですよ。今までは一般財源でその分は出ていたけれども、特定財源のほうになることで、一般財源を減らすことはできたというふうなことだと思います。

被保険者の人数なんですけれども、だんだん減ってきていると思うんですが、令和2年度に関しては、その減りが少し鈍化したというようなお話も以前に聞いたかと思うんですが、被保険者の推移について、お聞かせいただきたいと思います。

○香川良平委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、増永委員の2回目のご質問にご答弁申し上げます。

委員のご指摘のとおり、令和元年度から令和2年度におきましては、被保険者数の減少傾向は鈍化しております。その要因としましては、やはりコロナ禍における離職、あるいは再就職等において国保にとどまっている方がおられたということが推

測されまして、被保険者数の減少傾向は鈍化というのが、今のところ分かっている範囲でございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 今後の医療費の問題なんですけれども、今おっしゃっていたような内容で被保険者のうち、高齢者がふえるんじゃないかと、割と若い年代の方があまり減らないという形になっている。また新たに入ってくるという形になっているということでございます。

そうすると、被保険者数はそんなに減らないけれども、医療費総額がそんなに大きく上がるわけではないということになると思います。高齢者がたくさんいらっやったら、もちろん医療費総額は上がっていくんですけども、若い方が入られておられるということでは、あまり医療費総額は上がらないのかなと思うんです。

一人当たり保険料は、これからも上がっていきますという大阪府の考え方ですけども、そう見ると、一人当たりの保険料もそんなに大きくは上がらないと思って見ているところでございます。

ぜひその辺も大阪府としっかり話をさせていただいて、保険料をしっかり抑制してもらうように、むやみやたらと高い推計を出していかないように、また、統一化に向けての見込みの金額、それについてもちゃんと大阪府に示してもらうように、しっかりと要望をしていただきたいと思いますので、これは要望といたします。

以上です。

○香川良平委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第68号の審査を行います。
本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第72号の審査を行います。
本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 議案第72号ということで、この条例の内容についても確認をさせていただきたいと思います。

この出産育児一時金については、本体となる部分と、産科医療補償制度の掛け金の部分の二つで構成されているというふうな。そして42万円が支給額の上限になっているというふうな認識しておりますけれども、今回の改正によって、この42万円の上限を変えずに、この二つの内訳だけが変わるとということだけの理解でいいのかどうかというのを、まずお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○香川良平委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、光好委員のご質問にご答弁申し上げます。

まさしく委員のご指摘のとおりでございます。今回の改正につきましては、産科医療補償制度の見直しにより、掛け金が1万6,000円から1万2,000円になったことを受けて、出産育児一時金の掛金部分についても同様に1万6,000円から1万2,000円に変更とするものです。

その一方で、少子化対策の観点を踏まえまして、本体部分を40万4,000円から40万8,000円にすることで、現行

の42万円の上限を維持するものでございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。改定の内容については、理解いたしました。

全国的な制度の見直しということでの金額変更ではないのかなというふうな認識いたしたところでございますけれども、一方で、摂津市の国保で、一度の出産にどれぐらいの費用がかかっているのか。決算審査に係る委員会的时候にも、お金のこととか、件数とか、令和2年度の実績の質問もあったかと思っておりますけれども、改めて把握されている範囲で結構ですので、一度の出産の平均の金額ですね、どの程度なのかというのを2回目にお聞かせください。

以上です。

○香川良平委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、光好委員の2回目のご質問にご答弁申し上げます。

出産にかかる平均的な費用についてでございます。費用額ベースで申し上げますと、令和元年度で約50万2,000円、令和2年度で約49万4,000円でございます。また、そこから直接的な費用に絞り、先ほど申しあげました産科医療補償制度の掛け金やベッドの差額代、文書料等を除きますと、費用額ベースで、令和元年度で約45万5,000円、令和2年度で約45万3,000円程度となっております。

以上でございます。

○香川良平委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。平均的な出産費用、実質どれだけの負担かということも理解いたしました。

本年の10月29日ですね、出産育児一時金につきましては、議会議案の提案者の

一人としても、増額というところでいくと、私も賛成させていただいたところがございます。

そこでも触れていましたけれども、たしか厚生労働省のデータでは、令和元年度は、先ほどお聞きした平均が46万円だったのではないかとこのように記憶しております。

先ほどのご答弁で摂津市では45万5,000円というところがございます、非常に近い数字になっているというところで、いずれにしても、先ほどのご説明にもありました出産育児一時金の42万円を超えているような状況、それ以上にかかっているという状況ではないかというふうに理解しました。

保険者としても、子育て支援には力を入れていくべきだと、私、考えておりますし、ぜひ国などに、増額等の要望をしていくべきなんじゃないかなというふうに思いますけれども、何かそういった機会があるのかなのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

3回目、以上です。

○香川良平委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、光好委員の3回目のご質問にご答弁申し上げます。

国、府に要望する機会についてのご質問でございます。保険者として、大きいところでいいますと、近畿都市国民健康保険者協議会という、国民健康保険の保険者で構成されている会議にも参画しております。毎年度、要望事項を取りまとめしております。

ほかには、市としましては、大阪府市長会や北摂市長会に参画しておりますので、そこでも要望機会がございます。

この出産育児一時金につきましては、か

ねてより、大阪府市長会を通じて、国に対して、財政支援の措置を講ずるよう継続的に要望しているところがございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。既に、市長会等で要望されておられる、あるいは、様々な機会があるというふうに理解いたしました。

ぜひとも、保険者の立場、あるいは市の立場、いろんな立場からもですね、出産育児一時金の増額など、必要事項についてはいろんな機会を捉えて、これからも要望していただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。要望としておきます。

以上です。

○香川良平委員長 ほかにございますか。増永委員。

○増永和起委員 今、出産育児一時金についても国に対しての要望をされておられるということでした。これは、出産のときの病院の費用など、一時金なわけですが、出産のために仕事を休む。社会保険なんかだったら、そのための休業補償というか、そういうものがございますけれども、休業手当金というのは、今、国保にはない状態だと思います。

また、傷病手当金もない状況だと思うんですけども、病気になって休む。お産のために休む。こういうことについて、収入がその間なくなるわけですから、補償金、手当金というのが必要だと思うんですけども、このことについてはどういうお考えか、お聞きしたいと思います。

○香川良平委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、増永委員のご質問にお答えいたします。

出産に関わる部分の給与の補償であったり、傷病手当に関するご質問かと思えます。現状、市町村国保におきましては、財源等も含めまして、そういった制度はございません。

ただ、今回のコロナ禍において、傷病手当金が国基準の制度の下、創設され、現在、その傷病手当金に関しましても、順次期限が延びておって、傷病手当金を支給しているところでございます。

今後こういった形になるか分かりませんが、やはり財源の問題と大阪府の広域化による運営方針の部分での給付の統一というのもございますので、そのあたりも含めて、検討はしてはまいります。現状、大阪府の運営方針に基づき、傷病手当金等に関してはないということで進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 摂津市だけでやっていくというのは、なかなか難しいとは思っておりますし、これはやはり国の制度として、きちっと国保にそういうものをつくっていくということをしていかなければいけないと思うんですけれども、これは以前から、国には要望していただいているんじゃないかと思うんですけれども、もう一回確認をしておきたいと思えます。

コロナ禍により、特別に今回傷病手当金が創設されて、お勤めの方に対しては、それが使えるということになっています。

しかし、働けなくなるということでは、自営業の方もそれは同じなわけで、やはりお産の間際まで働いて、病院から出てきてすぐ働いて、そういうふうなことが健康被害にもつながりますし、やはり子どもに対してもよくない影響というのが出てきま

すし、しっかりとね、国の制度として、そういう出産についての休業手当金、それから病気などに対しての傷病手当金、これを行っていただきたいというふうに思っているんです。

国に対しての要望がどうなっているかということについて、もう一度、お聞かせください。

○香川良平委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 国・府要望に関しまして、詳しいところまで把握はしておりませんが、傷病手当金につきましては、北摂市長会としては、今のところ要望は上げてはないというふうに認識はしております。

ただ、委員がおっしゃったように、そういった声があるのも一定事実ではございますので、また府内でそういった議論がなされれば、意見に耳を傾けて考えてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 病気したら休まなあかん。それからお産のときには休まなあかん。これは会社勤めの方も自営業の方も国保に入っておろうと、社会保険に入っておろうとみんな同じだと思うんですね。平等と言いながら、国保の方だけその制度がないというのは、本当に不平等だなというふうに思っております。

今回コロナで傷病手当金ができたわけですから、やはりこれはぜひぜひ国に対して、しっかりと声を上げて、国保の制度としてつくってもらおうよということ、頑張ってくださいなと思えます。要望といたします。

○香川良平委員長 ほかにございますか。
水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、初歩的なことになるんですけども、窓口払いの件です。

今回、改正になっていますけれども、出産を終えて、窓口で精算をするときに、建て替えをしなくてもいいという制度だと思いうんですけれども、それが1点と。それから、里帰り出産とかされた場合ですね、そのまま適用されるのかどうか、この2点お聞かせください。

以上です。

○香川良平委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、水谷委員のご質問にお答えします。

出産育児一時金に関しましては、直接払いの制度を使われる方がほとんどであるかと思えます。その場合に関しましては、基本的には産科医療補償制度に加入されている医療機関がほとんどではございますけれども、医療機関に申請をすることで手続は完了しますので、あとは保険者から医療機関への支払いといった形でその差額分を被保険者の方が負担をすることで、負担軽減につながる制度であると思えますので、その点に関しては、問題ないかと思っております。

里帰りの部分に関して、医療機関に申請をしておれば、問題はないかと思えます。

○香川良平委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 内容、理解できました。差額分で、従来どおりでいけるということで了解しました。

今回の制度、この改正については、やっぱり少子化対策というのが一番大きな点であると思えます。また、出産される方の負担軽減というのがあると思うんですね。そういう意味で、この制度の周知ですね、改正になるよということで、それはどのように進めていかれるのか、教えてください。

以上です。

○香川良平委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 この条例改正につきましては、令和4年の1月1日施行になりますので、それに間に合う形で周知を予定しております。

以上でございます。

○香川良平委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 本市の場合、昨年からでしたか、教育委員会のほうで子育てに関する包括化が進んでいるというふうに思えます。そういう意味で、せっかく制度改正されるのであれば、やはりコロナで出生数も減っているということもお聞きしていますし、この制度の改正が実際に生きてくるように、配慮していただきたいことを要望して、終わります。

以上です。

○香川良平委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時28分 休憩)

(午前11時29分 再開)

○香川良平委員長 再開します。

議案第67号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時29分 休憩)

(午前11時30分 再開)

○香川良平委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 討論なしと認め、採決
します。

議案第66号について、可決することに
賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 全員賛成。よって、本
件は可決すべきものと決定しました。

議案第67号について、可決することに
賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 全員賛成。よって、本
件は可決すべきものと決定しました。

議案第68号について、可決することに
賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 全員賛成。よって、本
件は可決すべきものと決定しました。

議案第71号について、可決することに
賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 全員賛成。よって、本
件は可決すべきものと決定しました。

議案第72号について、可決することに
賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 全員賛成。よって、本
件は可決すべきものと決定しました。

議案第75号について、可決することに
賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 全員賛成。よって、本
件は可決すべきものと決定しました。

議案第77号所管分について、可決する
ことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 全員賛成。よって、本
件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会します。

(午前11時32分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定によ
り、署名する。

民生常任委員長 香川 良平

民生常任委員 光好 博幸